



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

東京都中央区日本橋兜町 1 番 1 0 号  
平和不動産株式会社  
代表取締役社長 吉野 貞雄  
(コード番号 8803) 東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌  
問合せ先 取締役常務執行役員 山田和雄  
TEL 03-3666-0183

## 株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 92 回定時株主総会に、下記のとおり株式併合の実施および単元株式数の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### I. 株式併合

##### 1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、すべての上場内国株券の売買単位を 100 株に集約すべく「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、その推進のために平成 26 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株と 1000 株の 2 種類へ集約することを決定しました。

上場企業である当社といたしましては、売買単位集約が投資家を始めとする市場利用者の利便性を向上させることからこの決定を尊重し、速やかに対応することとし、流動性の向上や投資家の参入しやすいレベルとして望ましいと考えられる投資単位の水準として東京証券取引所が示している金額となるように普通株式の併合（5 株を 1 株に併合）および単元株式数の変更（500 株から 100 株に変更）を併せて実施するものです。

##### 2. 株式併合の概要

###### (1) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合比率 5 株を 1 株に併合する。
- ③減少株式数

併合前の発行済株式総数（平成 24 年 3 月 31 日現在）	200,299,980 株
併合により減少する株式数	160,239,984 株
併合後の発行済株式総数	40,059,996 株

(注) 「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

#### ④株式併合の影響

株式併合により発行済株式総数は1/5に減少しますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。

また、株式併合と同時に、単元株式数を500株から100株に変更することにより株式の売買単位も1/5の100株となりますので、今回の株式併合の前後で、株式を売買する機会や株主の皆様の議決権などには変動は生じません。

なお、単元未満株式を保有される株主の皆様は、単元未満株式の買取りまたは買増しの手続をすることができます。

#### (2) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条または第235条に基づき、この売却または買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

また、今回の株式併合により、現在5株未満の株式を保有されている株主の皆様は、その保有機会を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### (3) 株式併合により減少する株主数

##### 【当社の株式構成】

(平成24年3月31日現在)

総株主数および発行済株式総数	株主数 (割合)	発行済株式数 (割合)
総株主	28,741名 (100.0%)	200,299,980株 (100.0%)
5株未満 (1～4株) ご所有株主	1,875名 (6.5%)	4,375株 (0.002%)
5株以上ご所有株主	26,866名 (93.5%)	20,295,605株 (99.998%)

(注) 5株未満保有株主(1,875名)のうち962名(その保有株式数2,544株)は過去5年以上、当社からの郵便物が届かず、配当金の受け取りもなされていない所在不明株主の方であります。

#### (4) 株式併合の条件

平成24年6月27日開催予定の当社第92回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および本単元株式数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

## II. 単元株式数変更

### 1. 単元株式数変更の目的

今回の株式併合により、株主の皆様様の議決権等の権利や市場での売買の利便性を損なわないように意図したものであり、「I. 1. 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応であります。

### 2. 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を500株から100株に変更いたします。

### 3. 単元株式数変更の条件

平成24年6月27日開催予定の当社第92回定時株主総会において、本単元株式数の変

更等の定款一部変更議案および本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### Ⅲ. 株式併合および単元株式数変更の日程

平成 24 年 5 月 15 日 (火)	取締役会決議日
平成 24 年 6 月 27 日 (水)	定時株主総会決議日 (予定)
平成 24 年 10 月 1 日 (月)	株式併合の効力発生日 (予定)
平成 24 年 10 月 1 日 (月)	単元株式数変更の効力発生日 (予定)

(ご参考)

1. 上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 24 年 10 月 1 日 (月) ですが、株式売買後の振替手続の関係で、実務上、次のように取り扱われますのでご注意ください。

平成 24 年 9 月 25 日 (火)	現在の単元株式数 (500 株) での売買の最終日
平成 24 年 9 月 26 日 (水)	当社の売買単位が 500 株から 100 株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 24 年 10 月 1 日 (月)	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

2. このお知らせに関連して、本日、別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

添付資料

(ご参考) 株式併合と単元株式数変更に関する Q & A

(ご参考)

## 株式併合と単元株式数変更に関するQ&A

### Q. 1 株式併合と単元株式数変更の意味と目的は何でしょうか。

まず、単元株式数の変更についてご説明します。

単元株式数とは、会社法で定められ、証券取引所での株式の売買単位ともなっている株式数であり、また、株主総会の議決権の単位となる株式数で、現在、当社の1単元の株式数は500株です。

そして、これを100株にしようというのが単元株式数の変更です。

では、なぜ、単元株式数を変更するのかと申しますと、全国証券取引所が国内の上場株式の売買単位を最終的に100株にすることを計画し、まず、平成26年4月1日までに、売買単位を100株と1000株の2種類へ集約することを決定したことにあります。これは、投資家を始めとする市場利用者の利便性を向上させ、併せて日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指しているものですから、上場企業である当社といたしましても、これに対応することとしたものです。

一方、東京証券取引所の有価証券上場規程では投資家にとって望ましい売買単位は5万円から50万円とされており、単に単元株式数を100株にしますと、当社の売買単位はこれを下回ることとなります。そこで、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することといたしました。株式併合というのは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることで、今回は、単元株式数を500株から100株へと1/5にするのに合わせて、5株を1株に併合するものです。

### Q. 2 株式併合は、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるわけではありません。

確かに、保有する株式の数は1/5になり、例えば1,000株お持ちの方の株数は200株になりますが、逆に1株当たりの純資産価額は5倍になるからです。

また、株価についても理論上は現在の5倍となります。

### Q. 3 所有株式数と単元株式数はどうなりますか。

株式併合と単元株式数変更を同時に行った際、その効力が発生する前と後では次のようにご所有株式数は減りますが、単元の数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	単元の数	ご所有株式数	単元の数	端数株式
例①	3,000株	6個	600株	6個	なし
例②	700株	1個	140株	1個	なし
例③	502株	1個	100株	1個	0.4株
例④	123株	なし	24株	なし	0.6株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.8株

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます）が生じた場合は、すべての端数株式を当社が一括して売却または買い取り、その合計額を各株主の方の

端数に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満（1株、2株、3株、4株）の株主様は株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となります。

そのお支払金額（以下「端数処分代金」といいます）は中間配当金と一緒に、12月上旬にお送りすることを予定しております。

**Q. 4 所有株式数が減れば、受け取れる配当金額が減りませんか。**

ご所有株式数は1/5になりますが、1株当たり配当金を5倍とする予定ですので、業績の変動など他の要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額は変わりません。

ただし、株式併合に伴い端数株式が生じる場合、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式については、Q. 3に記載のとおり、端数処分代金をお支払いさせていただきます。

**Q. 5 株主優待がもらえなくなることはありませんか。**

当社では、毎年9月末に1単元以上ご所有の株主の方に株主優待品をお送りしておりますが、Q. 3でご説明したように、単元の数に変更は生じませんので、現在の株主優待制度では今までどおりにお受け取りいただけます。

**Q. 6 株主自身、何か手続をする必要はありますか。**

特段、ご必要はありません。

なお、この機会にご所有の単元未満株式をご売却されたい場合、また単元株式とされたい場合、単元未満株式の買取り、買増しのお手続がごございますので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人(※)までお問い合わせください。

**Q. 7 端数株式の処分を受けない方法はありますか。**

株式併合前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

Q. 3の事例でご説明すると次のようになります。

	ご所有株式数	買取り	買増し
例③	502株	2株を売却	498株を購入
例④	123株	123株を売却	377株を購入
例⑤	4株	4株を売却	496株を購入

具体的なお手続は、お取引の証券会社、もし証券会社に口座を作られていない場合には株主名簿管理人(※)にお問い合わせください。

なお、いつまでにお手続を行えば端数処分を受けずに済むかについては、お手続の内容等により異なりますので、お取引の証券会社または株主名簿管理人(※)までお問い合わせください。

**Q. 8 株式併合により単元未満株式が生じてしまいますが、併合後に買取りや買増しをしてもらえますか。**

併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能です。Q. 3の事例であれば、例②および例④の方が該当します。例②の方の場合は40株について買取りのお申出をしていただくことも、60株の買増しのお申出をしていただくこともできます。また、例④の方の場合は24

株について買取りのお申出をしていただくことも、76株の買増しのお申出をしていただくこともできます。

具体的なお手続は、お取引の証券会社または株主名簿管理人(※)までお問い合わせください。

**Q. 9 株式の最低投資金額、最低売却金額への影響はありますか。**

株式併合前の平成24年5月11日の東京証券取引所終値184円を例にとります。株式併合後の1単元当たりの株価は、理論的には5株を1株に併合すると次のとおりとなりますので、併合の前後で最低投資金額や最低売却金額への影響はありません。

株式併合前 184円/株×500株=92,000円

株式併合後 920円/株×100株=92,000円

**Q. 10 信用取引への影響はありますか。**

投資家(株主)の方と証券会社との相対取引で行われます一般信用取引については、証券会社によりお取扱いが異なります。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

**Q. 11 スケジュールはどのようになっていますか。**

次のとおり予定しております。

平成24年6月27日(水) 定時株主総会決議日

決議後、そのご案内をお送りします。

平成24年9月25日(火) 現在の単元株式数(500株)での売買の最終日

平成24年9月26日(水) 当社の売買単位が500株から100株に変更されます。

株価に株式併合の効果が反映されます。

平成24年10月1日(月) 株式併合の効力発生日

平成24年10月1日(月) 単元株式数変更の効力発生日

この日から、併合後の株式売却、単元未満株式の買取り・買増しが可能です。

平成24年12月上旬 端数処分代金お受取対象の株主の皆様へは、端数処分代金を中間配当金と一緒に送ります。

以上

(※) 当社の株主名簿管理人

日本証券代行株式会社

コールセンター 0120-707-843 [受付時間 平日9:00~17:00]

なお、同社は、特別口座の口座管理機関でもあります。